

島根県公共工事共通仕様書 特記事項（令和7年度版）

第1条(適用)

令和7年4月1日適用

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
					25	当初設計額5千万円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。
					37	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質、又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合に監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 関連機関との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
3	1	1	10	工事特性・創意工夫・社会性等		令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事については、本文を次のとおり読み替える。 受注者は、工事成績評定において創意工夫又は社会性等の評価を希望する場合は監督職員に対し、あらかじめ計画書を提出するとともに、実施後に状況報告書を提出しなければならない。なお、計画書・実施状況報告書は様式第66号の1又は2によることとし、工事特性は計画書・実施状況報告書の提出は不要とする。
3	1		追加	履歴板の設置【土木】		島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合を除き下記の構造物を施工する場合は、履歴板を設置するものとする。なお、履歴板の設置位置、仕様等は監督職員の指示によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁工(直高2.0m以上、護岸工含む) ・法枠工(護岸工含む) ・自立式矢板護岸工 ・コンクリート(モルタル)吹付工 ・カルバート工(内径1.5m以上、プレキャスト含む) ・ロックシェッド工 ・スノーシェッド工 ・集水井 ・橋梁上部工、下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰、水門、樋門 ただし、「島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合」であっても、現場打ちコンクリート構造物については、品質確保の観点から「コンクリート強度、水セメント比」を明確にするため、履歴板を設置するものとする。
3	1		追加	境界杭等の設置【土木】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は用地実測図等に示された位置に境界杭等を設置する場合は、境界杭等を設置するために必要な境界杭等座標計算書等関係図書(以下「関係図書」という)について、発注者から貸与を受けるものとする。 2. 受注者は境界杭等を設置するときには、用地計画図及び関係図書に基づき境界杭等の位置を確認して、監督職員の指示を受け次の区分により設置するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に直接支障とならない区域については工事着手前 (2) 工事の施工に支障となると判断される区域については工事完了時 3. 受注者は境界杭等の設置を行ったときには、別に示す境界杭等出来形管理表を作成し、写真を添付して成果品として提出するものとする。 4. 受注者は既に設置されている境界杭等は移動させないように努め、移動させる必要があるときは、監督職員の立会のもとに控え杭等を設け移動し、工事完了後測量を行い復元するものとする。 5. 境界杭等は原則としてコンクリート製の境界杭とするが、境界杭の設置が困難な場合には監督職員と協議し、境界板を設置するものとする。